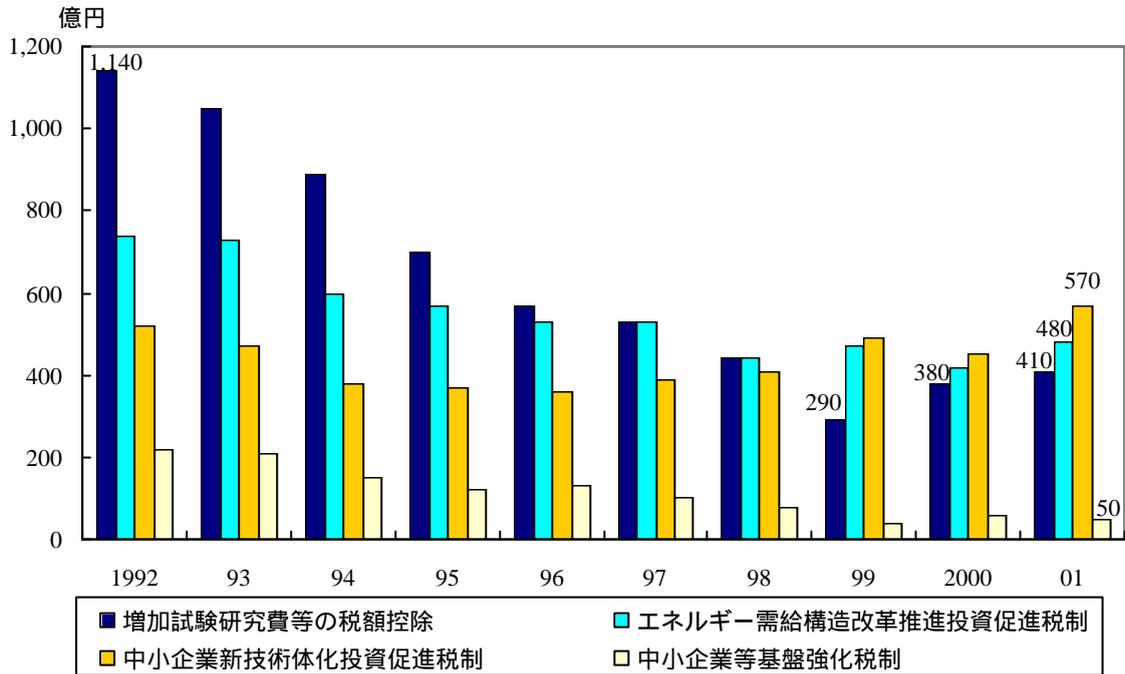


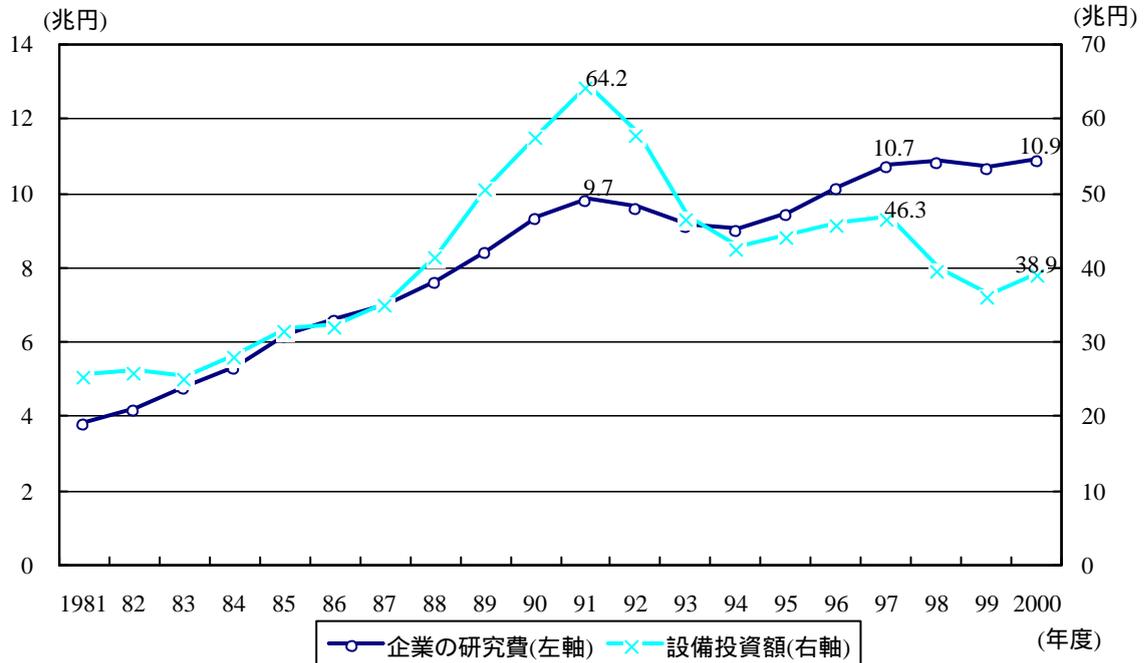
図表3 - 1 増加試験研究費等による減収額の推移



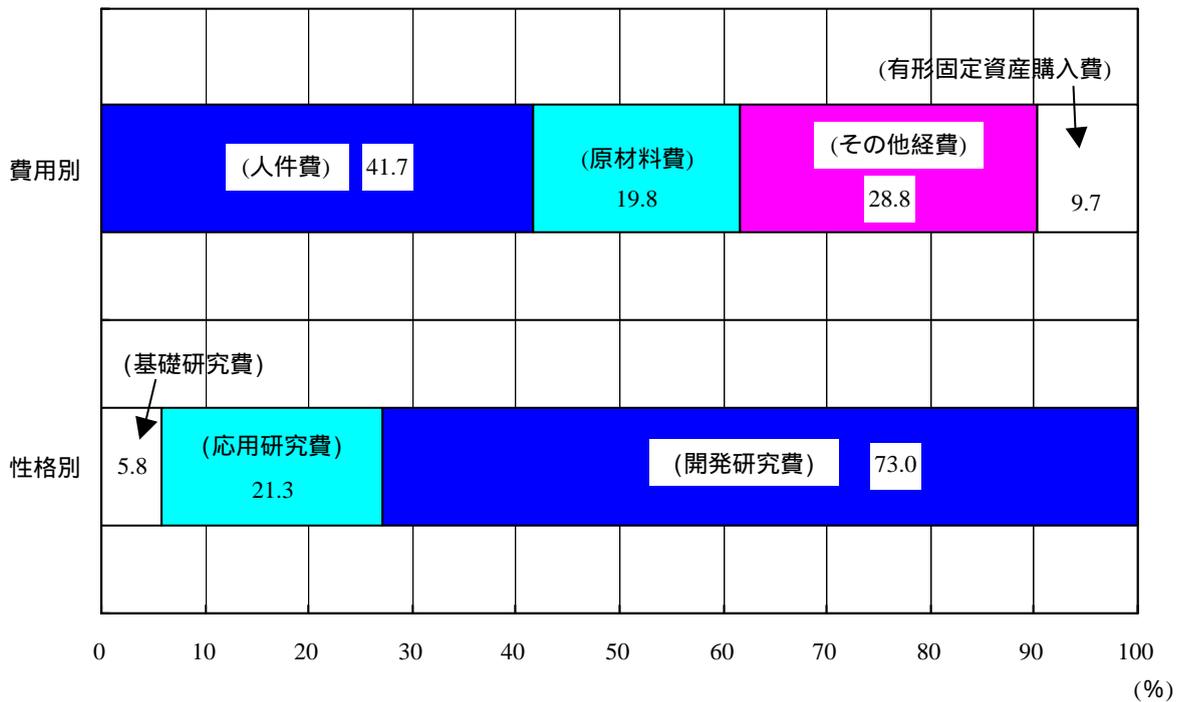
(備考) 1. 財務省ホームページ資料より作成。

図表3 - 2 我が国の研究開発費の推移及び内訳等

研究費及び設備投資総額の推移



研究費の内訳



(備考) 1. 総務省「科学技術研究調査報告」、財務省「法人企業統計年報」各年度版より作成。
 2. 研究費の内訳は、企業部門の2000年度分。

図表 3 - 3 研究費の内訳

産業別

産業	研究費 (単位: 億円)			売上高比率 (%)		
	1998	1999	2000年度	1998	1999	2000年度
農林水産業	119	110	106	0.63	0.59	0.58
鉱業	279	262	234	1.58	1.20	0.99
建設業	1,767	1,995	1,893	0.43	0.58	0.48
製造業	98,071	95,216	98,160	3.89	3.68	3.70
電気機械工業	37,128	36,159	38,200	6.32	5.75	5.65
輸送用機械工業	16,320	15,296	15,526	4.12	3.95	3.90
化学工業	16,309	15,881	16,259	5.49	5.37	5.36
精密機械工業	4,737	4,915	4,869	6.33	6.83	6.34
運輸・通信・公益業	4,477	5,973	6,105	0.80	1.11	1.15
ソフトウェア業	3,288	2,747	2,105	10.08	8.35	5.79
全産業合計	108,001	106,302	108,602	3.14	3.06	3.01

資本金階級別

(単位: 億円)

資本金階級	1998	1999	2000年度
1000万～1億円未満	4,896	5,210	4,943
1～10億円未満	8,317	7,737	6,959
10～100億円未満	15,356	14,787	14,757
100億円以上	78,111	77,470	81,005
特殊法人	1,320	1,097	938
全階級合計	108,001	106,302	108,602

(備考) 1 . 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。

図表 3 - 4 代替増額分税額控除の計算事例

単位: 百万ドル

年度	総収入	適格R&D支出
1996	1,300	125
1997	1,350	130
1998	1,400	135
1999	1,450	140
平均	1,375	133
2000	1,550	150

2000年のベース

	4年間の総収入平均	レンジ	
1.0% - 1.5%	× 1,375 =	13.75-20.63	6.88
1.5%-2.0%	× 1,375 =	20.63-27.50	6.87
2.0%より大	× 1,375 =	27.5より大	122.5

2000年の適格R&D支出は150 (百万ドル) なので

150までの場合幅は122.5

2000年の適格R&D支出を分解	控除率	控除額	
1.0未満	13.75	0.00%	0.00
1.0% - 1.5%	6.88	2.65%	0.18
1.5%-2.0%	6.87	3.20%	0.22
2.0%より大	122.50	3.75%	4.59
計	150.00		5.00

控除額

(備考) 1 . Davis(1997)より作成。

図表 3 - 5 各文献の結果取りまとめ表

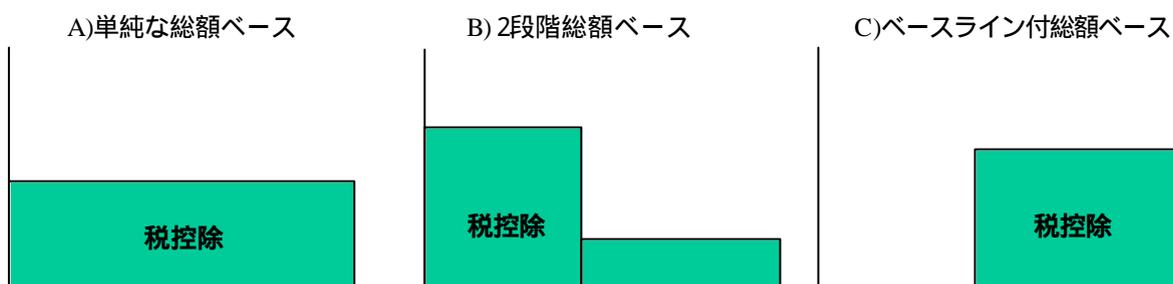
分析	分析対象期間	データタイプ	手法	R&D支出弾性値	便益 / 費用
Collins(Eisner)(1983)	1981 (1),(2)	McGraw-Hillの分析で用いた企業99社	ETRA81前後で比較し、R&D支出を推計	有意でない	1.0より小さい
Eisner,Albert, and Sullivan(1983)	81 ~ 82	Compustat(S&P加入データ),IRSの600社	ETRA81前後で、R&D増加基準額と支出の上下	有意でない	NA
Mansfield(1986)	81 ~ 83	階層別に抽出した企業110社	R&DのTax Incentiveが増加したかどうか	0.35 ?	0.3 ~ 0.6
Swenson(1992)	81 ~ 88	Compustatの企業263社	LogR & Dの需要方程式	?	NA
Berger(1993)	81 ~ 88	Compustatの企業263社	R & Dの強度の推計	1.0 ~ 1.5	1.74
Baily and Lawrence(1987,1992)	81 ~ 89	12産業	LogR&Dの需要方程式(Tax PriceとCreditタミー)	0.75 (0.25)	1.3
Hall(1993)	81 ~ 91	Compustatの企業800社	LogR&Dの需要方程式(変数Tax Price)	1.0 ~ 1.5	2
McCutchen(1993)	82 ~ 85	製薬大企業20社	税額控除の戦略グループによる研究の強度の分析	0.28 ~ 10.0 ?	0.29 ~ 0.35
Hines(1993)	84 ~ 89	Compustatの多国籍企業116社	R&Dの需要方程式(Tax Priceによる)	1.2 ~ 1.6	1.3 ~ 2.0
Nadiri and Mamuneas(1996)	56 ~ 88	15産業	コスト関数でのアプローチ	0.95 ~ 1	-

(備考) 1 . Hall-Reenen(1999)より作成。

図表 3 - 6 提唱されている大企業向け R&D 税額控除

税額控除の仕組み

タイプ	概要
A) 単純な総額ベース	全ての適格 R&D 支出について一定の控除率を適用する。
B) 2段階総額ベース	ある一定金額(例えば £100 万)までは高い控除率を適用し、それ以上については低い控除率を適用する。
C) ベースライン付総額ベース	ある特定の基準額を下回ると適用されないが、基準額を上回る支出の場合は単純な総額ベースの税控除が適用される。基準額は、例えば特定年次の R&D 支出の 50%水準などとする。



メリット・デメリット

	メリット	デメリット
A 方式	<ul style="list-style-type: none"> 企業にとって最もわかりやすく、受益額も予測しやすい。予測しやすさが利用につながる。 運用が簡素で、企業のコンプライアンスコストが小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の2つと比べると控除率が低くなり、インセンティブ面でのインパクトが小さくなる恐れがある。 控除の大部分が新規ではなく既存 R&D 支出に対して支払われる恐れがある。
B 方式	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発費で大企業以上に制約を持つ中堅・中小企業に対して手厚く支援をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> スキーム自体が A 方式と比べると複雑である。 控除率が変化する付近の企業に対しては、限界的な効果が少なく、新規よりも既存 R & D 支出が優先されやすい。
C 方式	<ul style="list-style-type: none"> 3 つの中で追加的な R & D 支出に対する限界控除率を最も高く設定できる。 A 方式と同様に、ベースライン付近でない限り企業は受益額を予想しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ベースラインを設定しなければならない。また新興企業に対する措置(基準年次の数値がない場合)を検討しなければならない。 ベースラインを更新していく仕組みが必要。ただし前もってベースライン変更を通知すると、ラチェット効果によって支出が抑制される恐れがある。

(備考) 1 . HM Treasury(2001)より作成。

図表3 - 7 研究開発税制を採用している OECD 諸国

税額控除を採用しているOECD諸国				引当金を採用しているOECD諸国			
国名	総額ベース	増加分ベース	両者の混合	国名	総額ベース	増加分ベース	両者の混合
カナダ				オーストラリア			
フランス				オーストリア			
イタリア				ベルギー			
日本				デンマーク			
韓国				アイルランド			
メキシコ				イギリス			
オランダ				採用国数	4	1	1
ポルトガル							
スペイン							
アメリカ							
採用国数	3	4	3				

(備考) 1 . OECD(2001)より作成。

2 . 韓国については総額ベース、増加分ベースの両方の制度からの選択性。

図表3 - 8 R&D 資産に対する特別償却を認めている OECD 諸国

国名	機械器具	建物
オーストラリア	3年	
ベルギー	3年	
カナダ	100%	
デンマーク	100%	100%
ギリシャ	3年	12.5年
韓国	5年	5年
メキシコ	35%	
ポルトガル	4年	
スペイン	100%	
英国	100%	100%
採用国数	10	4

(備考) 1 . OECD(2001)より作成。

2 . デンマークについては基礎研究のみを対象とする。

図表3 - 9 OECD 諸国の税額控除及び引当金制度の概要

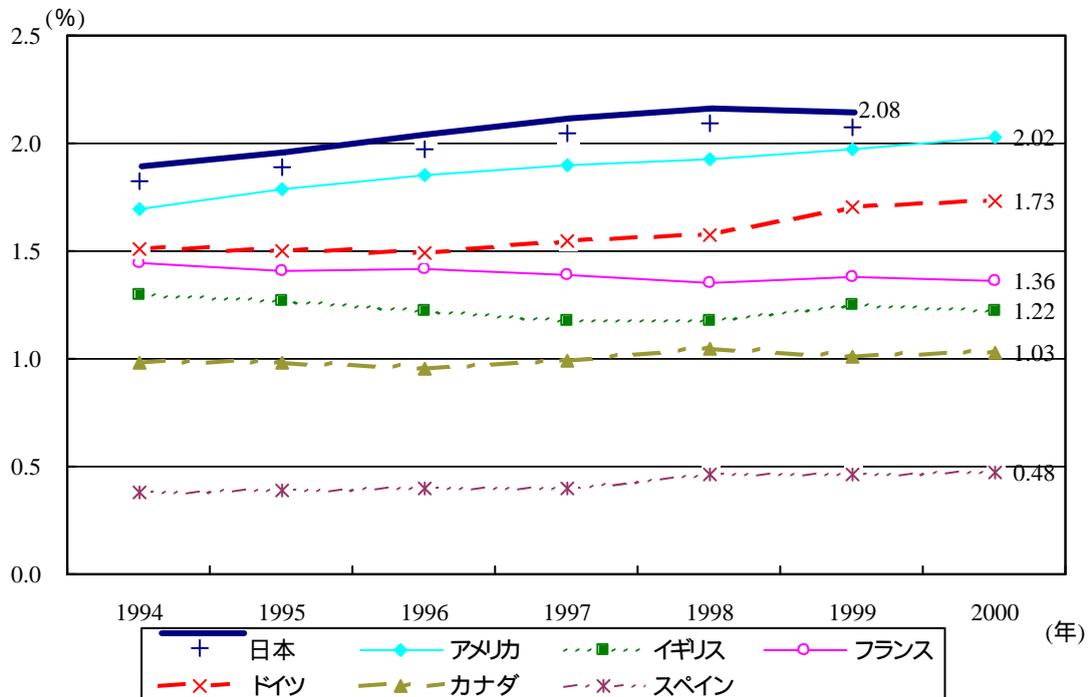
国名	総額ベースの率(%)	増加ベースの率(%)	増加ベースの基準年	対象費目	所得控除か 税額控除か	繰越(年)	その他
オーストラリア	125			経、機	所得	10年	
オーストリア	125	35	3年	経	所得	5年	
ベルギー	13.5			機、建	所得	5年	中小企業18.5%
カナダ	2			経、機	税額	制限無	
デンマーク	125			経、機、建	所得	5年	還付有り
フランス		50	2年	経、機、建	税額	5年	還付有り
アイルランド		40	3年	経	所得		
イタリア	30			経、機、建	税額		中小企業のみ対象
日本		15	3年	経	税額	5年	
韓国		50	2年	経	税額		双方の制度からの 選択性
	5			機	所得		
メキシコ		20	3年	経	税額		
オランダ	12.5			賃金	税額	8年	
ポルトガル	8	30	2年	経	税額	3年	
スペイン	20	40	2年	経、機	税額	3年	
英国	150			経	所得		中小企業のみ対象
米国		20	4年	経	税額	15年	

(備考) 1 . OECD(2001)等より作成。

2 . 経 = 経常支出、機 = 機械器具、建 = 建物。

3 . デンマークについては基礎研究のみを対象、イギリスの制度は2000年より実施。

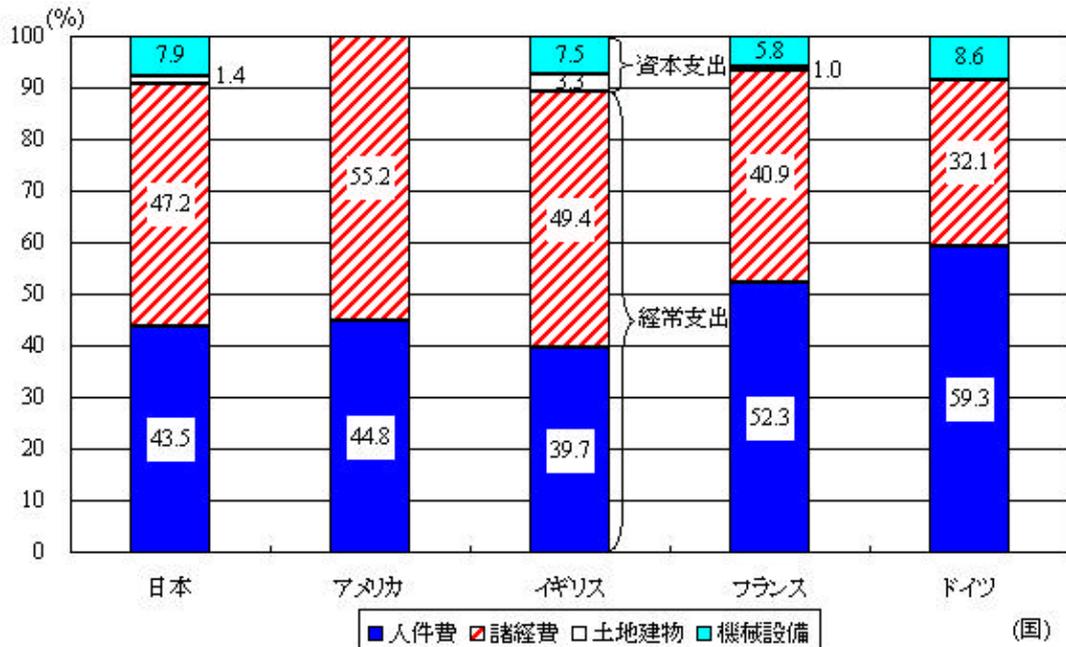
図表3 - 10 OECD 諸国の民間研究開発費の対 GDP 比



(備考) 1 . OECD "National Account", "Basic Science and Technology Statistics"より作成。

2 . 各国現地通貨による名目値での、民間 R&D 支出 / GDP × 100 を算出。

図表3 - 1 1 主要国の民間研究開発費の内訳



(備考) 1 . OECD(2001) "Basic Science and Technology Statistics" より 1999 年の数値により作成。
 2 . ドイツについては、統計上資本支出の内訳 (土地建物と機械設備) 無し。

図表3 - 1 2 OECD 諸国の B-INDEX 比較

	大企業	小企業		大企業	小企業
スペイン	0.687	0.687	日本	0.981	0.937
カナダ	0.827	0.678	英国	1.000	0.888
ポルトガル	0.850	0.850	フィンランド	1.009	1.009
デンマーク	0.871	0.871	スイス	1.011	1.011
オーストリア	0.878	0.878	ギリシャ	1.015	1.015
オーストラリア	0.890	0.890	スウェーデン	1.015	1.015
オランダ	0.904	0.642	ノルウェー	1.018	1.018
フランス	0.915	0.915	イタリア	1.027	0.552
韓国	0.918	0.837	アイスランド	1.028	1.028
米国	0.934	0.934	ドイツ	1.041	1.041
アイルランド	0.937	0.937	ニュージーランド	1.131	1.131
メキシコ	0.969	0.969			

(備考) 1 . OECD(2001)より作成。
 2 . デンマークについては基礎研究のみを対象とする。

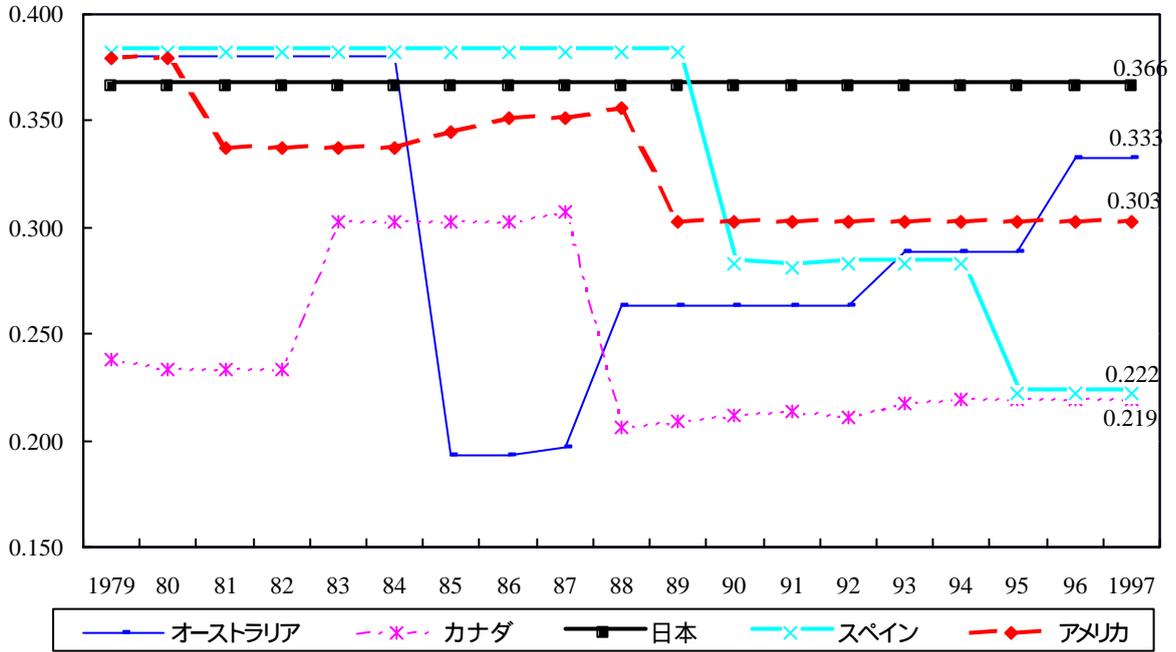
図表3 - 1 3 税制による R&D インセンティブの国際比較

高インセンティブ提供国 (大企業・小企業の B-INDEX が共に 0.9 より小さい国)	オーストラリア、オーストリア、カナダ、デンマーク (基礎研究)、ポルトガル、スペイン
ゆるやかなインセンティブ提供国 (大企業・小企業の B-INDEX が 0.9 と 1.0 の間の国)	フランス、アイルランド、日本、韓国、メキシコ、オランダ、イギリス、アメリカ
低インセンティブ国 (大企業・小企業の B-INDEX が 1.0 より大きい国)	ベルギー、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、イタリア、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、英国

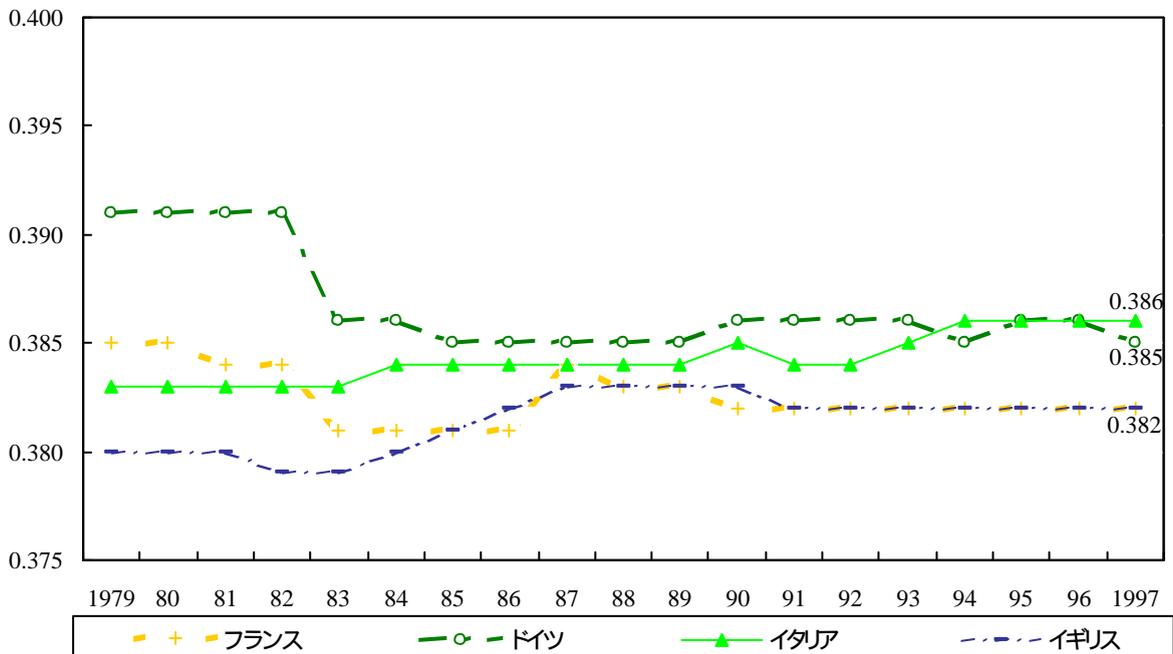
(備考) 1 . OECD(2001)等より作成。

図表3 - 14 各国のR&Dコストの推移

97年時点でR&Dコストの低い国(日本含む)



97年時点でR&Dコストの高い国



(備考) 1 . OECD(2001)より作成。

図表 3 - 1 5 税控除方式による効果試算

(単位：100万ポンド、%)

方式				
平均 METC	20%	3.5%	14.6%	14.7%
財政負担(百万ポンド)	820.8	126	199.2	145.2
初年度の新規誘発 R&D(百万ポンド)	68	11	50	43
長期に見た新規誘発 R&D(百万ポンド)	684	113	497	427
長期新規誘発 R&D / 税負担	0.83	0.90	2.48	2.94

(備考) 1 . Bloom-Griffith-Klemm (2001)より作成。

2 . 方式 ~ は本文記載の区分による。

図表4 - 1 ペル奨学金の実績

	1975-76	1985-86	1995-96	1998-99	1999-00	2000-01
応募者数(万人)	233.9	562.7	911.8	960.0	983.1	1010.6
適格者数(万人)	145.5	371.1	481.4	499.1	490.3	507.8
受取万人数(万人)	121.7	281.3	361.2	385.5	376.4	389.9
受給額合計(百万ドル)	926	3,597	5,472	7,233	7,208	7,956
最大受給額(ドル/人)	1,400	2,100	2,340	3,000	3,125	3,300
平均受給額(ドル/人)	761	1,279	1,515	1,876	1,915	2,040

(備考) 1 . NCS Pearson(2002)"Federal Pell Grant Program 2000-2001"より作成。

図表4 - 2 米国における主な教育施策

施策		導入年	対象者	利用者の所得制限	便益額
税控除	HOPE奨学税額控除	1997年	大学の1・2年次の学生	夫婦共同申告 調整後総所得10万ドル未満 単身者 調整後総所得5万ドル未満	最大1,500ドルの税額控除
	生涯学習税額控除	1997年	限定なし	同上	最大2,000ドルの税額控除
	雇用主が提供する教育支援プログラム	1986年	就業者	なし	最大5,250ドルの所得控除
教育積立資金支援	教育貯蓄アカウント	1997年	受益者は積立時18歳以下	夫婦合算申告 調整後総所得22万ドル未満 単身者 調整後総所得11万ドル未満	年間2,000ドルまで積立可。 運用益は非課税。
	529プラン	1996年	限定なし	なし	最大25万ドルまで積立可能。 運用益は非課税。
助成金	ペル奨学金	1972年	学士課程の学生	なし ただし、EFC(家族による支払想定額)の計算には世帯収入や資産が反映される。	教育費からEFCを差し引いた額(最大4,000ドル)を給付。
	G.I.ビル	1944年	退役軍人	なし	受講コース等により異なる。
ローン保証・利子減免	学生ローンの利子控除	1997年	大学生	夫婦合算申告 調整後総所得13万ドル未満 単身者 調整後総所得6.5万ドル未満	最大2,500ドルの所得控除。

(備考) 1 . 各種資料より作成。

図表 4 - 3 2つの税額控除制度の比較

HOPE 奨学税額控除(HOPE Scholarship Credit)	生涯学習税額控除 (Lifetime Learning Credit)
適格な学生 1 人当たり最大 1,500 ドルまで控除	納税者 1 単位あたり最大 1,000 ドルまで控除 (学生が複数いる場合も最大は 1,000 ドル)
中等教育後の最初の 2 年間のみ適用	中等教育後であればどの年次でも適用化
適格な学生に 1 人に付き 2 年間のみ適用	適用年次に制限は無い
学位が認められた資格を取得できるコースで無ければならない。	学位もしくは認められた資格を取得できるコースでなくとも良い。
学生は 1 年間のうち少なくとも 1 つの学期内で半分以上の期間学籍を置かなければならない。	1 個もしくはそれ以上のコースに適用可。

(備考) 1 . IRS(2001) "Tax Benefits for Higher Education" より作成。

図表 4 - 4 各種教育関連税制の予算規模

(単位 : 億ドル)

施策	2002	2003	2004	2005	2006	2002 ~ 06 計
HOPE奨学税額控除	46.1	42.8	41.1	43.6	46.3	219.9
生涯学習税額控除	25.8	29.6	44.9	44.6	46.6	191.5
教育貯蓄アカウント	0.5	0.6	0.8	1.0	1.2	4.1
学生ローンの利子控除	3.8	3.8	3.9	4.0	4.1	19.6
プリペイド型 529 プラン	1.8	2.3	2.5	2.9	3.3	12.8

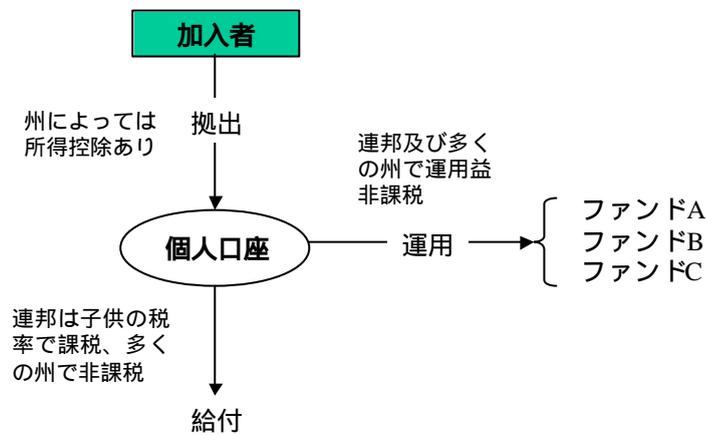
(備考) 1 . White House(2002) "Analytical Perspectives 2002" より作成。

図表 4 - 5 教育貯蓄アカウントの積立限度額

課税上のステータス	調整後総所得	積立可能金額
独身	9万5千ドル未満	子供1人に対して2,000ドル/年
	9万5千ドル以上11万ドル未満	積立可能限度額が2,000ドルから逡減
	11万ドル以上	積立不可
夫婦合算申告	19万ドル未満	子供1人に対して2,000ドル/年
	19万ドル以上22万ドル未満	積立可能限度額が2,000ドルから逡減
	22万ドル以上	積立不可

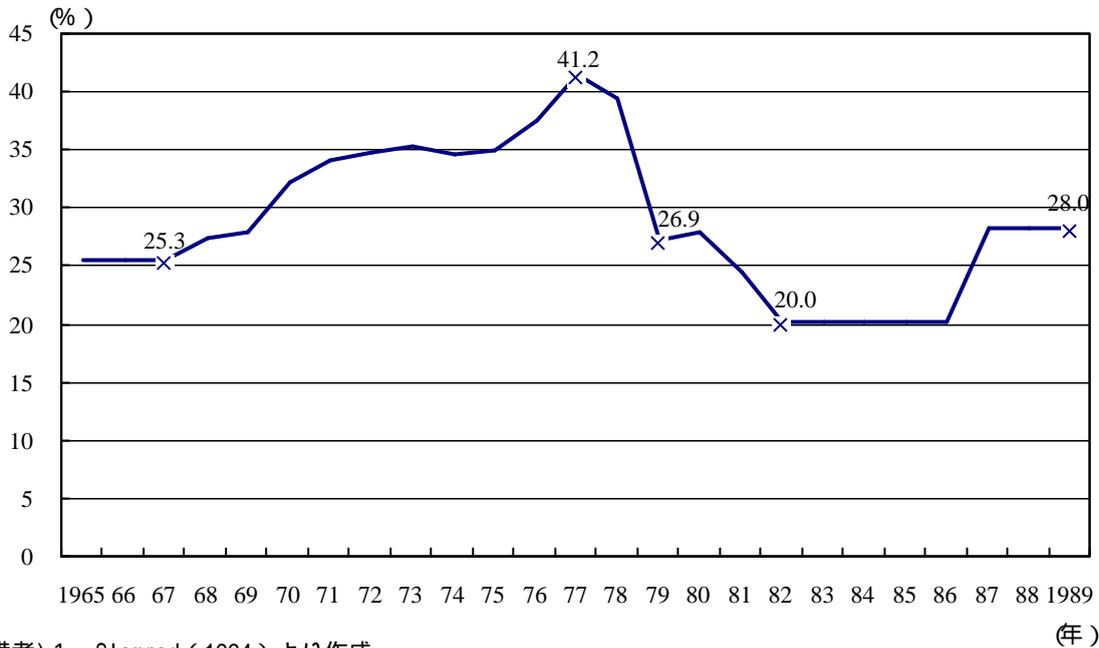
(備考) 1 . Internal Revenue Service ホームページ等より作成。

図表 4 - 6 529 プランの仕組と税優遇措置の内容



(備考) 1 . 野村 (2001) より作成。

図表 5 - 1 高所得者の長期キャピタルゲインへの限界実効税率の推移



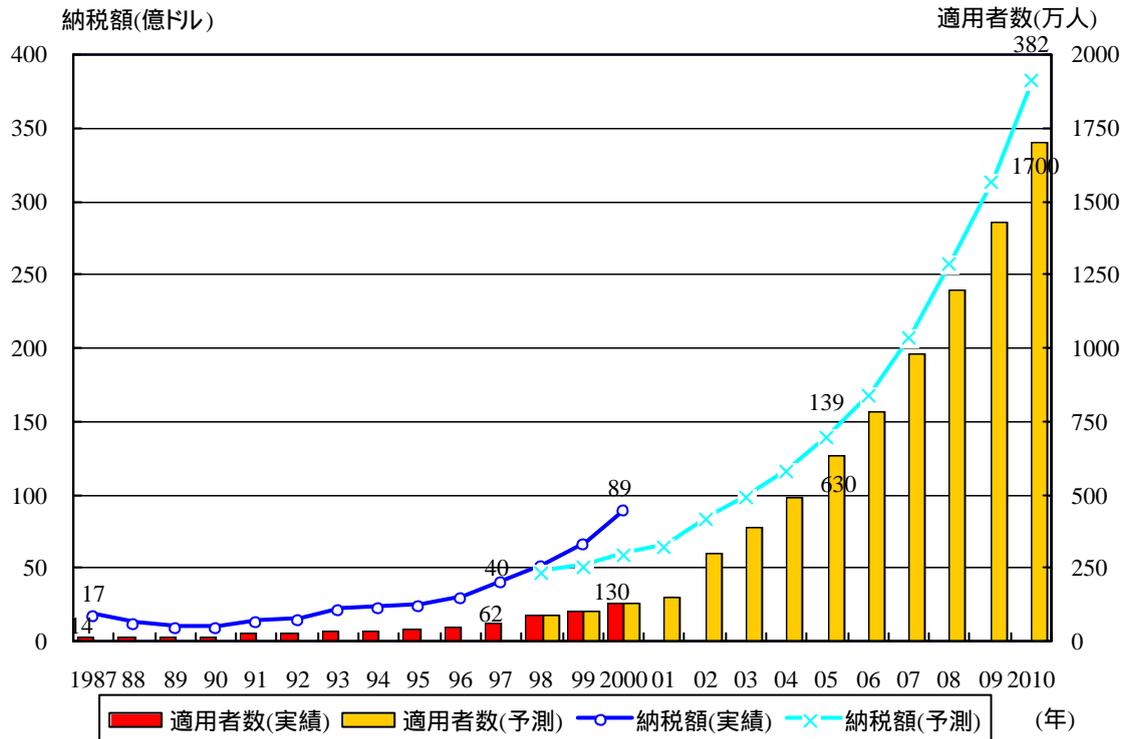
(備考) 1 . Slemrod (1994) より作成。
 2 . 収入が 100 万ドル以上の世帯を対象として推計。

図表 5 - 2 個人 AMT の算出過程

通常の課税所得額(regular taxable income)
± 調整項目(AMT adjustments)
<u>+ 税優遇項目(tax preference items)</u>
= 代替ミニマム課税所得(AMTI)
<u>- 基礎控除額(exemption)</u>
= 代替ミニマム課税標準(AMT base)
<u>× 税率(26% or 28%)</u>
= 試算税額(外国税額控除前)
<u>- 外国税額控除</u>
= 試算税額(tentative minimum tax)
<u>- 通常の税額(regular tax)</u>
= 代替ミニマム税額(AMT)

(備考) 1 . 伊藤(2001)より作成。

図表5 - 3 個人 AMT の適用者数・納税額



(備考) 1 . IRS(2002)"Individual Income Tax Rates and Shares, 1999"、Saxton(2001)等より作成。
 2 . 2000 年の実績は速報値。予測値は 2001 年時点のもの。

図表5 - 4 個人 AMT の所得階層別適用状況

調整後総所得区分	適用者数(千人)	納税者数(千人)	比率(%)
1万ドル未満	7	8,052	0.09
1～2万	5	14,770	0.04
2～3万	6	15,175	0.04
3～5万	34	22,544	0.15
5～10万	227	24,480	0.93
10～20万	335	7,098	4.71
20～50万	323	1,875	17.21
50～100万	54	348	15.49
100万ドル以上	28	205	13.74
合計	1,018	94,547	1.08

(備考) 1 . IRS(2002)"Individual Income Tax Rates and Shares, 1999"より作成。
 2 . データは 1999 年の数値。

図表 5 - 5 107 期議会(2001)における個人 AMT 改正・廃止案

内容	議会	議案(Bill)	議案者	提出日	更新日	状況
AMT 廃止	下院 (House)	H.R.275	Johnson	1/30	1/30	下院歳入委員会に提出
		H.R.437	English	2/6	2/6	下院歳入委員会に提出
		H.R.871	Collins	3/6	3/6	下院歳入委員会に提出
		H.R.1018	Toomey	3/14	8/13	H.R.1836議案に算入
		H.R.1040	Armey	3/15	3/15	下院議事運営委員会に提出
	上院 (Senate)	S.189	Bond	1/25	1/25	財政委員会に提出
S.492		Thompson	3/8	3/8	財政委員会に提出	
S.616		Hutchinson	3/26	3/26	財政委員会に提出	
AMT 税率 引き下げ	下院	H.R.873	Crane	3/6	8/13	H.R.1836議案に算入
		H.R.6	Weller	3/15	6/7	H.R.1836議案に算入 法律No107-16で成立
		H.R.596	Neal	2/13	2/13	下院歳入委員会に提出
		H.R.1264	Rangel	3/28	8/13	H.R.1836議案に算入
		H.R.1398	Rangel	4/4	8/13	H.R.1836議案に算入
	下院	S.268	Lincoln	2/6	2/6	財政委員会に提出
		S.551	Dorgan	3/15	3/15	財政委員会に提出
州税・地方税の 控除容認 育児控除	下院	H.R.1196	Rangel	3/22	3/22	下院歳入委員会に提出
		H.R.3	Thomas	2/28	3/9	H.R.1836議案に算入 法律No107-16で成立
		H.R.468	Neal	2/6	2/6	下院歳入委員会に提出
	上院	S.291	Thompson	2/8	2/8	財政委員会に提出
キャピタルゲイン ストックオプション 中・小型株 外国税額控除	下院	H.R.1342	Collins	4/3	4/3	下院歳入委員会に提出
		H.R.1467	Lofgren	4/4	4/19	貿易小委員会に提出
		H.R.1600	Houghton	4/26	4/26	下院歳入委員会に提出
	上院	S.455	Collins	3/5	3/5	財政委員会に提出
		S.801	Jeffords	4/30	4/30	財政委員会に提出
農業・漁業従事者 控除	下院	H.R.658	Herger	2/14	2/14	下院歳入委員会に提出
	上院	S.312	Grassley	2/13	6/12	財政委員会ヒアリング
		S.333	Lugar	2/14	2/14	財政委員会に提出

(備考) 1 . Saxton(2001)、THOMAS ホームページより作成。
2 . H.R.1836 議案は 5 月 15 日提出、No107-16 として 7 月 6 日成立。

図表 5 - 6 AMT の歴史的変遷

改正年	内容	税率			基礎控除	
		個人	個人	法人	個人	法人
TRA of 1969	add-on minimum tax 導入	10%	10%	10%	30,000	
TRA of 1976	税率引き上げ	15%	15%	15%	10,000 or 通常課税の半額	
Revenue Act of 1978	個人AMT 導入	10%	20%	25%	20,000	
Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982	個人add-on minimum tax 廃止	20%			30,000 (単身) 40,000 (夫婦合算)	
TRA of 1986	法人AMT 導入	21%		20%		40,000
OBRA of 1990		24%				
OBRA of 1993	税率引き上げ	26%	28%		33,750 (単身) 45,000 (夫婦合算)	

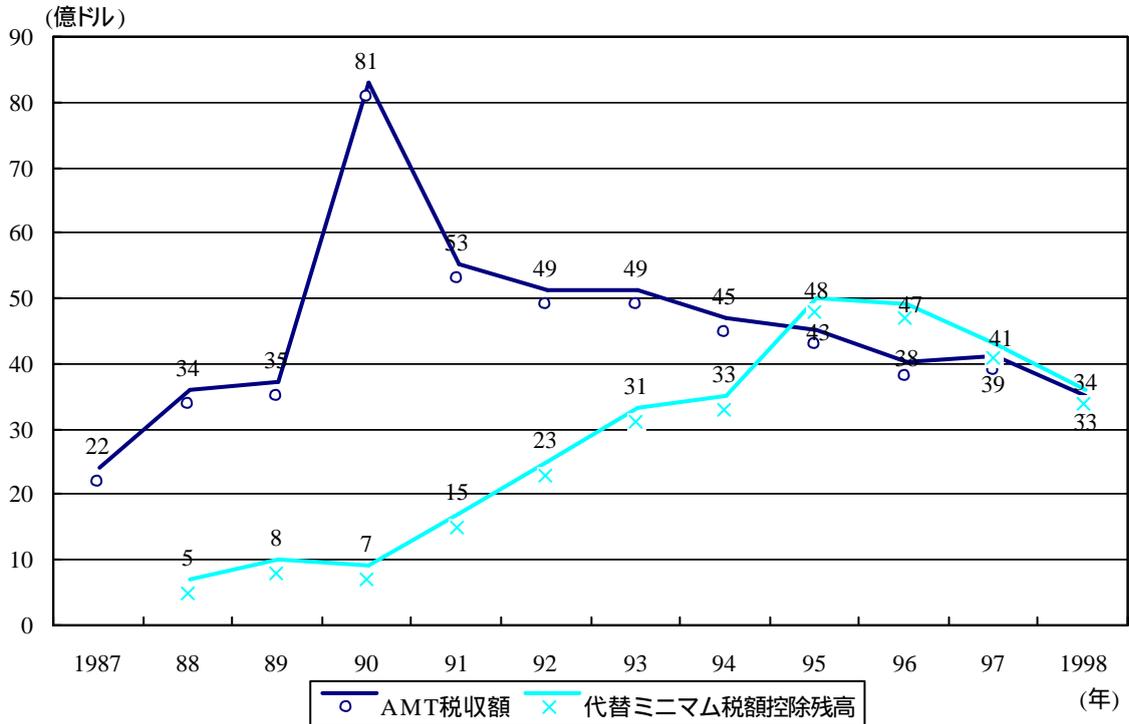
(備考) 1 . Saxton(2001)等より作成。

図表5 - 7 法人 AMT の算出過程

通常の課税所得 (Regular Taxable Income)	
+ 調整項目 (AMT adjustments)	
+ 優遇項目 (tax preference items)	
<u>± AMT 修正項目</u>	
= ACE 修正前 AMT I	
± ACE 修正 主に減価償却
= AMT I	
+ (ACE 修正 × 75%)	
- AMT NOL 控除 (AMT I の 90% まで)	
- AMT 基礎控除	
= AMT base	
× 税率 (20%)	
= Gross AMT	
- 外国税額控除	
= 試算税額 (Tentative minimum tax)	
- 通常の法人税 (regular tax)	
= AMT	

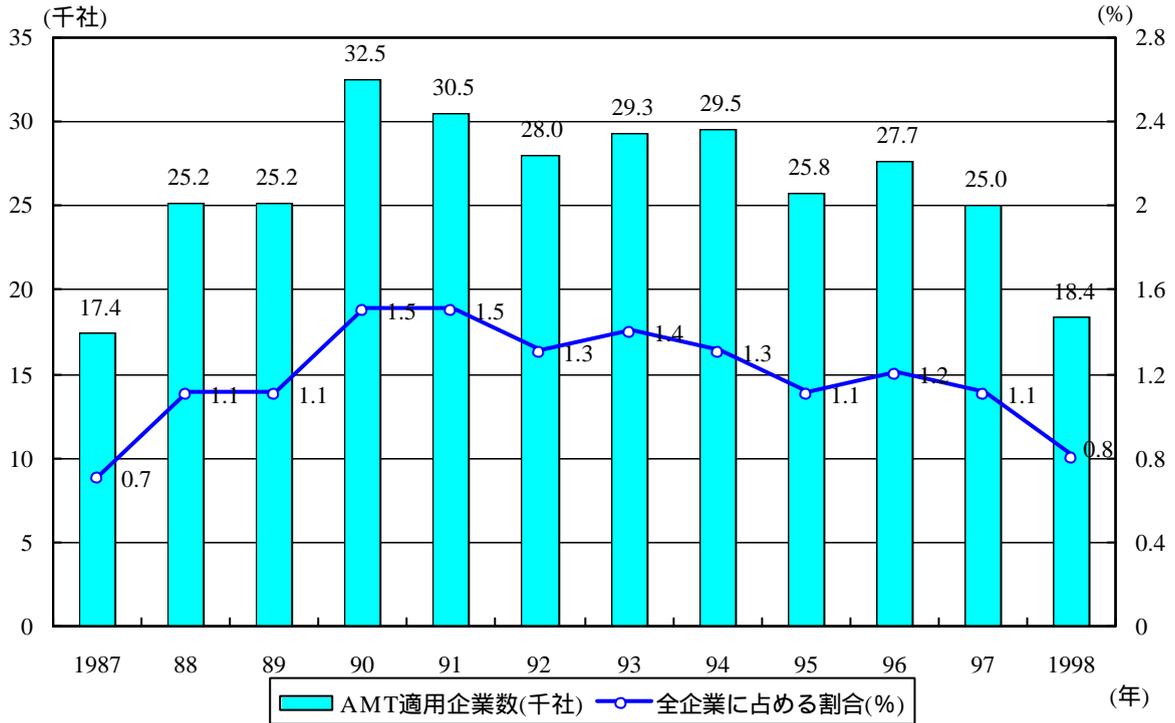
(備考) 1 . 伊藤(2001)、渡辺(1997)等より作成。

図表5 - 8 AMT 税収額・代替ミニマム税額控除残高の推移



(備考) 1 . Carlson(2001)より作成。
 2 . S 法人分は除く。

図表 5 - 9 AMT 適用企業数・割合



(備考) 1 . Carlson(2001)より作成。
2 . S 法人分は除く。

図表 5 - 10 企業規模別 AMT 適用企業数構成比

(単位 :%)

総資産階級 (百万ドル)	1987	1988	1989	1990	1991	1992
0 ~ 1未満	20.8	29.0	25.0	29.6	27.6	29.1
1 ~ 10	42.7	42.0	46.5	44.6	47.3	46.3
10 ~ 50	19.6	16.5	16.4	14.1	14.5	14.0
50 ~ 100	6.2	4.7	4.4	4.2	3.8	3.8
100 ~ 250	5.1	3.7	3.6	3.5	3.2	3.0
250 ~ 500	2.0	1.5	1.6	1.5	1.3	1.3
500 ~ 1000	1.1	0.8	1.0	0.8	0.8	0.8
1000以上	2.4	1.7	1.6	1.8	1.5	1.6

(備考) 1 . GAO(1995)より作成。

図表 5 - 1 1 企業規模別 AMT 納税額構成比

(単位 :%)

総資産階級 (百万ドル)	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
0~1未満	2.6	2.1	3.1	1.0	1.2	1.2	1.4	1.9	2.0	2.7	2.4	3.6
1~10	5.2	5.0	5.1	2.8	4.4	4.4	4.1	4.8	4.5	5.4	4.7	3.7
10~50	5.8	5.6	5.7	3.3	4.6	5.5	4.6	5.4	4.8	5.1	4.7	4.9
50~100	3.3	2.9	3.1	2.2	2.6	3.2	3.2	3.1	2.8	5.1	3.0	3.2
100~250	5.4	5.2	5.3	3.3	4.8	5.2	4.6	5.7	5.3	6.1	5.1	6.1
250~500	5.3	4.1	5.9	4.1	4.5	5.4	5.7	5.1	3.9	4.7	4.5	5.2
500~1000	4.2	5.4	7.9	5.7	6.3	8.5	8.6	7.6	6.7	6.7	7.6	7.4
1000以上	68.1	69.8	63.9	77.6	71.6	66.6	67.7	66.4	70.0	64.2	68.0	65.9

- (備考) 1. Carlson(2001)より作成。
2. S法人、統制投資会社、REITを除く。

図表 5 - 1 2 業種別 AMT 支払金額

産業	1987	1988	1989	1990	1991	1992
農業	8.6	14.7	19.3	20.1	20.4	19.3
鉱業	110.5	244.9	298.7	351.8	306.9	222.2
建設業	110.1	121.4	99.7	109.7	85.6	79.8
製造業	861.4	1,709.5	1,320.7	3,647.2	1,946.9	1,822.2
運輸・公共事業	584.4	533.1	835.2	1,931.8	1,186.6	970.5
卸売業	69.9	74.4	115.6	179.1	156.7	261.2
小売業	99.6	100.9	149.9	312.7	227.9	167.4
金融・保険・不動産	718.5	933.3	903.4	1,772.4	133.4	1,107.2
サービス	131.3	169.1	202.7	322.6	203.7	206.3
その他	0.6	0.2	0.6	0.0	0.0	0.0

- (備考) 1. GAO(1995)より作成。
2. 単位：100万ドル(1992年の実質値)。

図表 5 - 1 3 業種別平均 AMT 税率

(%)

産業	1987		1988		1989		1990		1991		1992	
	REG	AMT										
農業	27	27	24	25	25	26	26	26	24	25	24	25
鉱業	29	33	18	22	19	24	19	24	17	23	18	23
建設業	29	31	26	27	26	27	27	28	25	26	25	26
製造業	25	25	20	21	21	21	20	22	20	21	21	21
運輸・公共事業	36	37	29	30	31	32	31	35	31	33	32	33
卸売業	34	34	27	28	29	30	29	30	28	28	27	28
小売業	34	34	29	29	30	30	28	30	30	30	30	30
金融・保険・不動産	37	38	28	29	30	31	28	31	32	33	30	30
サービス	27	27	24	25	26	27	26	28	27	28	28	28
その他	27	27	20	20	25	26	23	23	24	24	13	13

- (備考) 1. GAO(1995)より作成。
2. REG = 通常税率での平均税率(通常の税額 / 課税所得)。
AMT = AMT を加算した平均税率((通常の税額 + AMT) / 課税所得)。